

意見書

平成 26 年 5 月 22 日

社会福祉法人南高愛隣会

田島光浩 

記

1. はじめに

私が理事長を務める南高愛隣会では、罪に問われた障がい者の支援に力を入れて取り組んでおります。平成 25 年 1 月からは法テラス常勤弁護士の研修派遣を受け入れるようになり、現在も 1 名の常勤弁護士の研修派遣を受け入れています。また、第 2 回検討会でご紹介した「寄り添い弁護士（福祉的弁護士）」の取り組みについても、法テラス常勤弁護士、ジュディケア弁護士や一般弁護士と協力して試行いたしております。その中で、私が感じた法テラス常勤弁護士の役割や有用性について、意見を述べます。

2. 南高愛隣会における法テラス常勤弁護士研修派遣の活用と有用性

入所施設での処遇から地域福祉への転換が実践され、地域福祉が量的に浸透すればするほど、地域とのトラブルや犯罪に巻き込まれる、又は、罪を犯してしまうなどの法的問題が並行して多くなります。また、特に知的障がいを持つ方にとっては、自分の抱えている問題が法的問題なのか、そうでないのかの判断さえ困難である場合が多く、我々支援者・現場職員にとっても判断が困難な場合があります。このような背景の中で、現場職員にとって、いつでも、なんでも相談できる法律家が近くにいることは大変な安心感となっています。また、障害福祉分野は障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）をきっかけに措置から契約へ支援形態を移しましたが、まだ対等な契約に基づく福祉サービス提供へ十分適応できていません。そのような中で、契約書等の内容についての法律家のチェックが身近に受けやすいことは大変な強みとなります。法律家のチェックを受けることにより、サービス提供時の法的問題の発生を最小限にとどめられるのではないかと法人としても期待しております。

以下、当法人での具体的エピソードをご紹介します。

- ・ 地域生活支援に携わる職員を対象に、地域支援で起こり得る刑事、民事に関する基礎的な研修会や勉強会を気軽に実施できるようになった。これが法的知識の習得につながり、「法的問題かもしれない」と考えられるようになった。
- ・ 諸規則の改訂や制定等についての法的助言が身近に貰える。
- ・ 大きな交通事故などのトラブル処理に関して、タイムリーな法的助言と具体的対応方法についての助言が受けられる。

- ・ 利用者家族からの一方的ないわれのない苦情等に対して、一緒に立ち会ってもらい、法的対応をしてもらえる。
- ・ 幹部職員への部下の労務管理や労災、職員採用・退職・解雇等に関する研修会や労務情報の提供をしてもらえる。
- ・ 障害者虐待防止法に係る法人の取り組みに対して法的助言や客観的調査を実施してもらえる。
- ・ 職員の業務上の悩み等の駆け込み寺としての法的相談、業務上の相談等の人的拠点になっている。
- ・ 一般弁護士は、事務所を構えているので迅速な対応が難しい場合があるが、常勤弁護士は機動性が高く、問題解決が早い。

3. 法テラス常勤弁護士研修派遣を通じて感じた今後の課題

現在、法人事件（法人破産等も含む）の受任に関して、常勤弁護士（とりわけ都市部の法テラス常勤弁護士）には制限があるとのことでした。今後、常勤弁護士が社会福祉法人等に関わって行く中で、法人から直接に事件受任をすることもあり得るかと思いますが、それができない可能性があります。法人事件でも、今まで法律につながることでできなかったような営利目的ではない法人であったり、経営者が私的に弁護士を依頼できない経済状況の場合には、法テラスの司法過疎解消の理念からしても、受任を認めるべき場合があるのではないのでしょうか。

また、研修赴任という立場で、どこまでの活動を行って良いのか、派遣されたスタッフ弁護士が悩む場面が多くありました。こうした点については、今後ある程度研修赴任の弁護士が増えてくる中で、研修受け入れ先で判断できることではないために、一定の線引きを法テラスとして示して頂きたいと思います。ここで、どこまでのことができるという活動の範囲が分かれば、より踏み込んだ活動を促進することにもつながると考えています。

なお、当法人は一般弁護士と顧問弁護士契約をしています。その顧問弁護士と常勤弁護士との役割分担と関係性については今後さらに検討の余地があると思います。

4. 今後常勤弁護士に期待すること

司法過疎や障がい者やその支援者の法律家へのアクセスの敷居の高さの現状に鑑みると、法テラスの常勤弁護士の存在は、司法と福祉の相互理解を進めることにおおいに貢献すると思います。また、まだまだ一般弁護士においては、それぞれの専門分野の問題もあり福祉への興味や理解の十分ではない実情の中で、福祉に理解のある弁護士が全国に異動していくという仕組みは法テラスの常勤弁護士ならではのところがあり、このような業務が常勤弁護士の任務として広く理解されるような工夫が必要と思われます。さらに、常勤弁護士の数

も限られていることから、ジュディケア弁護士や一般弁護士もともに活動していただきたいところ、法テラスや常勤弁護士が有効な連携構築と潜在的な法的ニーズを掘り起こしを行う拠点となることが期待されます。

一方、実際の福祉の現場は、法律家の視点（法的マニュアル）だけでは、測れないものもあり、例えば、福祉への理解がない法律家に関わると、単なる法律に詳しい小役人的存在になってしまう可能性があります。そうなれば、障害福祉の躍動性、独自性を奪ってしまうことも危惧されます。今後の福祉の先駆的、モデル的实践からの制度作りは、現在の法を越えた試行が多いと思われ、そういう取り組みの中で、法的物差しだけで諮られると、現状から前に進まず、逆に法的足かせになってしまう場合があることも危惧されます。

上記を踏まえると、福祉分野における法的問題への対応については、配置される常勤弁護士の「人物」によって大きく効用が異なると思われますので、弁護士個人のますますの研鑽はもちろんのこと、法テラス全体として福祉への理解を促進するような育成・教育システムの構築を期待いたします。

以上